

2018年決議審議会:会議運営手続規則

審議会運営委員会により採択

第1節 — 定義

議長 (Chair) : 決議審議会の会議を進行させる役員。議長は、審議会の議事を監督し、いかなる事柄についても意見を述べることができ、議長の職責に通常属するその他の全任務を担う。議長は、審議会の会議の司会者となる（議長の決定によって副議長が司会を務める場合を除く）。議長または副議長は投票権を有しない議員となるが、投票数が可否同数の場合は、これを決定する投票を行うことができる（RI細則第9.010.2.項と第9.050.1.項）。

組織規定 (Constitutional Documents) : RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款の3種類の資料（RI細則第1条の第3項目）。

欠陥 (Defective) : 次の場合、立法案は欠陥があると見なされる。

- i. 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合。
- ii. RIのプログラムの範囲内でない場合（RI細則第8.060.2.項）。

投票権を有しない議員 (Nonvoting Members) : 定款細則委員会の委員、会長および会長エレクト、他の理事会メンバー、事務総長、元RI会長、ロータリー財団管理委員（RI細則第9.010.節）。

提案者 (Proposers) : 決議案を提出したクラブ、RI理事会、その他の者（RI細則第8.030.節）。

決議案 (Resolution) : 組織規定を改正しない、審議会の意見の表明（RI細則第8.020.節）。

投票議員 (Voting Members) : 各地区から選出された代表者（RI細則第9.010.1.項）。

第2節 — 審議会議員

すべての審議会議員は、投票権の有無にかかわらず、審議会中、同一の特権と責務を有する。ただし、投票権を有しない議員は投票することができない。各投票代議員は、投票に付される各提案に1票を投じる資格がある。審議会では委任状による代理者の投票はない（RI細則第9.010.節と第9.120.節）。

第3節 — 審議の順序

決議案の審議順序は、審議会運営委員会によって定められ、同委員会は正当な理由をもって順序を変えることができる（RI細則第9.140.1.項）。

第4節 — 定足数

決議案における最終決定を行うには、投票期間において、投票議員の少なくとも半数が決議審議会のウェブサイトログインする必要がある（RI細則第9.120.節）。

第5節 — 投票

議長が正当な理由により別段の決定を下さない限り、通常の採決方法は電子投票システムである。投票期間は議長によって定められ、議長は、正当な理由をもって期間を延長できる。すべての投票は極秘に処理され、代表議員が投票を一度提出すると、その選択は最終的な決定となり、変更することはできない。決議案を採択するには、過半数、つまり反対票より賛成票が少なくとも1票多いことが必要となる（RI細則第8.080.3.項）。

第6節 — 立法案の撤回

投票期間の終了前に、決議案の提出者の代表議員は、審議会幹事に通知することによって、決議案を撤回できる。複数地区からの提出者がいる場合は、撤回を幹事に伝える際にそれらすべての地区の代表議員が加わらなければならない。

第7節 — その他の手続事項

この規則について、矛盾する点、はっきりしない点、あるいは疑問の点が認められた場合は、RI組織規定の定めに従うものとする。本規則と組織規定に定められていない事項については、公正を基本とした判断によって議長がこれを決定する。